

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省雇用環境・均等局 勤労者生活課）

項目名	財形住宅貯蓄制度の対象住宅の要件緩和措置の延長											
税目	所得税											
要望の内容	<p>勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）に基づく、財形住宅貯蓄制度において、利子非課税の税制措置を適用される預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭をもって取得できる住宅に関しては、住宅ローン控除の床面積要件を踏まえ、対象住宅の要件が以下のとおり定められている。</p> <p>① 床面積50㎡以上</p> <p>② 勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が令和5年12月31日までに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認（以下「建築確認」という。）を受けたものであるときは、40㎡以上</p> <p>③ 勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅（以下「認定住宅等」という。）で、令和6年12月31日までに建築確認を受けたものであるときは、40㎡以上</p> <p>このうち③の、勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が認定住宅等であるときは、40㎡以上とする緩和措置について、建築確認の期限（令和6年12月31日）を1年延長することを要望する。</p> <p><関係条文> 勤労者財産形成促進法第6条第4項 勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号）第14条第2項 勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号）第1条の14 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条</p> <table border="1" data-bbox="885 1630 1487 1794"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>勤労者財産形成促進制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもので、政策目的を達成するには、財形貯蓄制度の利用促進が効果的である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>財形住宅貯蓄制度の対象住宅の床面積要件の拡充措置の適用期限を延長する税制上の措置を講じることで、勤労者が利子非課税の税制措置のメリットを最大限活用しながら取得できる住宅の範囲が広がり、財形貯蓄制度の利用促進による勤労者の生活の安定、国民経済の健全な発展に寄与することから、実施する必要がある。</p>																
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること</p> <p>施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること</p> <p>施策目標3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること 勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。</p>														
<p>政策の達成目標</p> <p>建築確認の期限を令和7年12月31日まで延長</p>																	
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>—</p>																	
有効性		<p>政策目標の達成状況</p> <p>○一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄及び勤労者財産形成持家融資の合計件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>7,177,429件</td> <td>6,884,982件</td> <td>6,513,225件</td> <td>6,156,328件</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>7,107,106件</td> <td>6,751,767件</td> <td>6,416,704件</td> <td>6,043,125件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値	7,177,429件	6,884,982件	6,513,225件	6,156,328件	実績値	7,107,106件	6,751,767件	6,416,704件	6,043,125件
		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度											
		目標値	7,177,429件	6,884,982件	6,513,225件	6,156,328件											
実績値	7,107,106件	6,751,767件	6,416,704件	6,043,125件													
<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>—</p>																	
<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p> <p>財形住宅貯蓄制度の対象住宅の床面積要件の拡充措置の適用期限を延長することにより、財形住宅貯蓄制度を活用した勤労者の住宅取得を促進することで、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図るといふ政策目標の実現に向けて有効な措置である。</p>																	

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	財形住宅貯蓄制度における対象住宅の床面積要件の拡充措置の適用期限の延長を行うことは、勤労者が住宅を取得しやすくすることから、生活の安定が図られることが見込まれ、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績（金額は財形住宅貯蓄の利用実績より推計） 令和2年度 60.0万件 183百万円 令和3年度 55.4万件 169百万円 令和4年度 51.1万件 155百万円 令和5年度 46.1万件 408百万円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	財形住宅貯蓄の利子非課税とする措置により、職域を通じた資産形成手段として多くの企業で活用され、資産形成を始める際の重要な選択肢となっており、勤労者資産形成促進制度の普及・活用促進を図るという政策目的の実現に向けて有効な措置となっている。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—（住宅ローン控除の要件改正を踏まえて、順次対応を行っている。）